

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 1 日現在

機関番号：23901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2011

課題番号：21730031

研究課題名（和文） グローバル化時代のペルーを中心としたラテンアメリカ型公共社会に関する比較憲法研究

研究課題名（英文） A Comparative Study of Constitutional Law on Latin American Public Space in times of Globalization with a special focus on Peru

研究代表者

川畑 博昭 (KAWABATA HIROAKI)

愛知県立大学・日本文化学部・准教授

研究者番号：50423843

研究成果の概要（和文）：本研究は、ラテンアメリカ的な公共社会のありようをこの地域の統治の特徴たる「大統領中心主義」との関連で、ペルーを中心に歴史・実態的に分析しようとするものである。研究代表者はペルーやブラジルに加え、本研究課題に関するヨーロッパ諸国での資料収集や現地研究者との意見交換も行ってきた。以上の成果は論文や共著で適宜発表し、最終年度には、スペインで国際学会発表、ブラジルおよび韓国の大学で本研究に関わる招聘講演を行った。

研究成果の概要（英文）：This project aims to analyze, from a historical-dynamic perspective focusing especially on Peru, a Latin American type of public space and its correlation with the *presidentialism*, the main characteristic of government in this region. To achieve this purpose, the author acquired necessary references in Latin America and in Europe as well, realizing several interviews with specialists of these regions. The results of this project have been published in articles and co-authored books. Following the completion of this project, the author presented the results of the research in an International Congress of Latin American Studies held in Spain and invited to speak on a related topic to this study at universities in Brazil and Korea.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成21年度	1,200,000	360,000	1,560,000
平成22年度	1,000,000	300,000	1,300,000
平成23年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	930,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学（比較法学）

キーワード：比較憲法、公法学、公共社会、グローバル化、ラテンアメリカ、ペルー、大統領中心主義

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は本研究課題申請当時、ペルーを中心とするラテンアメリカ型の「大統領中心主義」の統治構造を歴史的に明らかにすることによって、当該統治形態の現代的可能性を模索していたが（2006年3月博士学位申請論文「ペルー憲法における『大統領中心主義』の歴史的構造——「危機」と「独裁」の視座をもとに——」名古屋大学）、2007年度～2008年度科学研究費補助金・若手研究（B）（研究課題「ペルーを中心とするラテンアメリカ型大統領制をめぐる比較憲法史研究」）、研究が進む過程において、いわばそうした国内における統治形態のみにとどまらず、「大統領中心主義」の基盤を成し根底から支える歴史的な文脈と国外的要因を含みこんだ社会構造に関する研究の必要性が痛感された。

(2) グローバリゼーションが鍵概念となるこの点に関して、日本の憲法学においては「市民的公共圏／公共性／公共哲学」といった切り口で、いくつかの重要な成果が現れつつあったものの、これらの研究では、グローバル化によって生じる「国家間格差」が直撃する途上国の位置づけは考慮の外に置かれていた。そうした状況下で全国憲法研究会が2008年5月の度春季研究集会（関西学院大学）が、「グローバリゼーション・『格差社会』・憲法理論—比較の中の現状分析」を共通テーマとして掲げ、欧米やアジアとならび初めてラテンアメリカを射程に入れた（ラテンアメリカに関しては、代

表研究者が研究発表をおこなった）。

(3) ラテンアメリカの「公共社会」については、国内では政治学の領域で「民主主義」論として論じられてきた蓄積が若干はあったものの、米国ではラテンアメリカを対象とした公共空間を論じる学会の傾向が存在した。途上国におけるグローバリゼーションに関しては、国際法学が取り上げつつあるほか、ラテンアメリカ地域でも憲法学のレベルで若干ながら議論がおこなわれ始めていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は統治の基盤を根底から支えるラテンアメリカ的な「公共社会」のありようを、ペルーを中心に歴史のおよび実態的に分析することを目的とする。そこではいったん、内在的研究（公共社会形成の実態分析）と外在的研究（グローバル化をめぐる国際的文脈）を分かち、前者が後者によって規定され限界づけられているという視点を基底に据えている。

(2) ラテンアメリカの「大統領中心主義」とよばれる統治形態は「危機」のなかで立ち現れる「独裁的統治」を特徴とするが、途上国の統治形態に典型的な両特徴はいずれも、いわゆる近代西欧型の憲法理論によって把握され尽くされない。途上国にとっての国際環境は先進国のそれとは本質的に異なる以上、ここにいう「危機」は、格差を常態とする国家間システムを歴史的に形成してきた国際的文脈を踏まえて捉えられるべきであ

り、それは、途上国にとってグローバル化の存在形態の変遷（かつての帝国資本主義諸国による支配から、現在の国際金融機関による構造改革の要求）をたどることで明らかになる。これは本研究の外在的研究の部分に呼応する。

(3) 他方、「独裁」については、内在的研究から把握できる。すなわち、危機における独裁的統治の形態で公的なものとして現れる以上、こうした統治形態を必要とする当該歴史社会構造において、いかなる公共性がどのように形成されるのかについての社会の実態構造分析は不可欠である。こうした公共社会を形成するものとして注目されるのが、近年の新たな社会運動であり、ラテンアメリカ諸国間においてすら、その様相は大きく異なる。本研究がペルーを中心に置くのには、そうすることによって、同地域の歴史、政治、社会的背景に照らし、その相違にもかかわらず、問題の本質により精確に迫ると考えたからである。

3. 研究の方法

(1) 初年度は徹底的な文献収集および実態調査のための期間と位置づけ、短期間滞在でも年1~2回は現地へ赴き、本研究の基礎研究部分の情報収集をおこなうことにした。具体的には、これまでの研究成果から本研究に継続すべき課題を精査し、文献研究から憲法学、政治学、社会学などの各領域における議論状況を把握するとともに、自助組織を主とする社会運動関係者および当該分野の研究者への聞き取りを行う。併せて、現地の研究協力者のサポートとアドヴァイスの下に、IMFや世銀の現地事務所での関係者からの聞き取り調査とアクセス可能な資料収集を行う。

(2) これらの作業を継続的に進めつつ、初年度には、ペルーの歴史社会構造分析を踏まえ

た公共社会についての議論状況をまとめ、2年目には、初年度から開始してきた文献収集と研究者および関係国際機関への聞き取りから、ペルーおよびラテンアメリカにおける「グローバル化」現象の歴史の実態分析に関する成果をまとめることとした。

(3) 最終年度は2年間で得られたデータと文献を総合し理論的検討を行い、それらの成果を国内外の学会で報告し、可能な限り、政治学や法社会学関連の学会での成果発表もめざすことにした。

4. 研究成果

(1) 初年度はペルーおよびブラジルにとどまらず、ヨーロッパにおける本研究課題関連の資料収集や意見交換を行い、先行研究の渉猟を徹底し、現地の研究者との意見交換や議論をおこない、本研究課題をより深める知見や方法論に接することができた。

(2) 本研究課題によって明らかになったのは、概ね以下の点である。まず、①歴史的に「排除の構造」を内在させてきたラテンアメリカの政治空間を「公共」の空間として「共和制」の実質化の磁場と捉えるのであれば、それは「忘れられてきた人々」と呼ばれる社会の下層の人々から構想されなければならない。そしてそうであるがゆえに、②ラテンアメリカにおける「公共空間」論は「(既存の)民主主義の『民主化』」の契機を含むものとなる。さらには、③叙上のラテンアメリカの従来の政治空間が、歴史的にはその低開発性ゆえに国際社会経済体制の従属に晒され続けてきたのだとすれば、排除されてきた人々を主体とする「公共空間」は、対外的には対抗機関として、体内的には「共和制」の象徴化するものとして、歴史的に構想されなければならない。④こうしてラテンアメリカにおける「大統領中心主義」は、「共和国大

統領」の共和制の規範統制を視野に入れて、改めて定位されなければならない。

(3) 以上の成果は、適宜論文等で公刊するとともに、国際シンポジウムでの発言や国際学会での発表もおこなってきた。また最終年度には2度にわたる招待講演を行う機会を得たことから、先方の要請を本研究課題と絡ませることによって、ブラジルでは日本の状況として天皇制を中心に据えた日本の憲政史の特徴を取り上げ、韓国では、本研究の一種の発展形ともいえるラテンアメリカ地域の左派政権に関する憲法改正の意義について報告した。これらの講演のいくつかはすでに、図書と論文のかたちで公刊済みである。

(4) いずれの発表も、本テーマに関する国外の関心、ラテンアメリカの眼あるいは海外のラテンアメリカ研究から本研究テーマの意義等を知るうえで非常に有効な機会であった。同時に、こうした取り組みによって、これまで以上に海外の研究者との連携を得ることができたことも成果の一つに数えられる。

(5) 以上の点から、本研究は「おおむね順調に遂行された」と考えるが、所期の目的で予定したほどの社会運動に関する調査結果を出せなかった点は今後の課題とせざるをえなかった。今後はその積み残しの課題を本研究課題の発展形として組み込んだ新たな研究課題を計画し、明らかにしていく予定である。その際に必要な社会調査等については、調査対象の事情も勘案しつつ、計画変更の可能性も射程に入れおく必要性を銘記しておきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 川畑博昭、日本憲法史の若干の特徴、愛知県立大学日本文学部論集(歴史文化学科編)、査読無、3号、2012、pp. 55-64 [タイトルおよび本文はポルトガル語] .
- ② 川畑博昭、ラテンアメリカにおける「グローバル化」と「共和国＝公共性」の創出、全国憲法研究会編『憲法問題』、査読無、20号、2009、pp. 48～58.
- ③ 川畑博昭、「グローバル化」下のラテンアメリカにおける「共和国＝公共性」をめぐる歴史的課題とその構築可能性平成、名古屋大学『法政論集』、査読無、230号、2009、pp. 203～229.
- ④ 川畑博昭、ラテンアメリカ——大統領中心主義の「合理化」から「民主化」へ、法律時報、査読無、81巻9号、2009、pp. 89～94.

[学会発表] (計5件)

- ① 川畑博昭、「ポスト新自由主義」時代のラテンアメリカにおける「左派」政権による憲法改正の意義、韓国・釜山外国語大学イベロアメリカ研究所主催セミナー招聘講演、2012年3月30日、韓国・釜山外国語大学 [講演はすべてスペイン語] .
- ② 川畑博昭、「日本憲法史の若干の特徴」、ブラジル・パラナ州立ロンドリーナ大学法学部/文学部主催セミナー招聘講演、2011年11月8日、ブラジル・パラナ州立ロンドリーナ大学 [発表はすべてポルトガル語] .
- ③ 川畑博昭、真の『公共的』共和制に向けて——グローバル化時代のペルーにおける大統領中心主義の『民主化』に関する一省察——、第15回ラテンアメリカ研究国際大会 (FIEALC) 「ラテンアメリカ、グローバル性、そして統合」、2011年7月11日、スペイン・バレンシア工科大学 [発表はすべてスペイン語] .

- ④ 川畑博昭、「国境」における天皇制——「ペルー日系」概念からの皇室の「国際親善」——、中部憲法判例研究会、2010年11月6日、南山大学。
- ⑤ 川畑博昭、日本人ラテンアメリカ研究者からみたブラジルの「法と開発」、名古屋大学大学院法学研究科・名古屋大学法政教育センター主催・国際シンポジウム『「法と開発」をめぐる日本・ブラジルの対話』、2010年10月30日（発表はすべてポルトガル語）、名古屋大学国際開発研究科。

〔図書〕（計2件）

- ① 辻村みよ子・長谷部恭男編著、日本評論社、憲法理論の再創造、2011年、（川畑博昭、ラテンアメリカ——大統領中心主義の「合理化」から「民主化」へ）、536頁、pp.299～310。
- ② 上川通夫・愛知県立大学日本文化学部歴史文化学科編、清文堂、国境の歴史文化、2012年、（川畑博昭、「国境」における天皇制 - ペルー「日系」概念からの皇室の「国際親善」）、337頁、pp.3～41。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川畑 博昭 (KAWABATA HIROAKI)

愛知県立大学・日本文化学部・准教授

研究者番号：50423843